

生ごみ処理機器購入費補助制度

刈谷市では、ごみ減量化対策の一環として、生ごみをたい肥化する処理機器の購入に対して、予算の範囲内で補助金を交付しています。

補助を受けることができる方

下記のいずれかに該当する方のうち、市が賦課徴収を行う税金の滞納をしていない方

- ① 刈谷市内に住所を有している人
- ② 刈谷市内に共同住宅を所有する人
- ③ 刈谷市内に共同住宅を建設する事業者

補助の対象となる機器

下記の機器のうち、市の承認を受けているものを市内の指定店で購入してください。

- ・生ごみ処理機：生ごみを加熱、バクテリア等で分解し、たい肥化するもの
- ・コンポスト容器：容量70リットル以上で、地中のバクテリア等で生ごみを分解し、たい肥化するもの

※1世帯につきそれぞれ1基とし、買換えについては、前回補助を受けて購入した日から3年経過すれば再び補助が受けられます。

補助金額

- ・生ごみ処理機：店頭販売価格（税込価格）の2分の1で、上限30,000円
 - ・コンポスト容器：店頭販売価格（税込価格）の2分の1で、上限5,000円
- ※100円未満の端数は切り捨て

申請の方法と申請期日

購入日から90日以内に下記の書類を環境推進課へ提出して下さい。

- ・刈谷市生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書（刈谷市様式）
- ・領収書等（レシート、手書きの領収書等）の写し

※申請者の氏名・購入店名・購入機器名・購入日・購入金額が記載されているもの

- ・刈谷市生ごみ処理機器購入費補助金交付請求書（刈谷市様式）

※申請は、郵送または直接、環境推進課へ提出してください。

ただし郵送で提出する場合は、必ず追跡可能な方法での郵送をお願いします。

なお各種書類の提出期限は必着となりますので、余裕をもってご準備ください。

裏面もご覧ください!!



購入から補助金申請までの流れ

(1) 販売指定店で対象機器を購入

※販売指定店および対象機器については環境推進課に問い合わせ、または刈谷市ホームページで確認できます。

※必ず領収書等（申請者の氏名・購入店名・購入機器名・購入日・購入金額が記載されているもの）を受領してください。

(2) 次の書類を環境推進課に提出（購入日から90日以内）

①刈谷市生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書（刈谷市様式）

※環境推進課窓口または刈谷市ホームページで入手可能

②領収書等（レシート、手書きの領収書等）の写し

※申請者の氏名・購入店名・購入機器名・購入日・購入金額が記載されているもの

③刈谷市生ごみ処理機器購入費補助金交付請求書（刈谷市様式）

※環境推進課窓口または刈谷市ホームページで入手可能

(3) 交付の決定

書類審査を行い、補助金交付の可否の決定を通知します。

(4) 補助金の振込み

請求書で指定された口座に補助金が振り込まれます。



【問合せ先】

刈谷市役所 環境推進課 環境政策係

電話：0566-62-1017（環境推進課直通）

FAX：0566-24-3481

E-mail：kankyo@city.kariya.lg.jp